

令和元年度原子力総合防災訓練

実施要領

令和元年 1 1 月

内閣府（原子力防災担当）

目 次

第1節 令和元年度原子力総合防災訓練の概要	1
1 目 的	1
2 実施時期	1
3 防災訓練の対象となる事業所	1
4 実施場所	1
5 参加機関	2
6 実施概要	3
7 訓練評価の実施	4
8 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者	4
9 訓練の中止等	5
第2節 訓練細部実施要領	6
1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練	6
1. 1 オフサイトセンター運営訓練	6
1. 2 緊急時モニタリング実施訓練	6
1. 3 広報対応訓練	7
2 国が参加主体となる訓練	8
2. 1 原子力災害対策本部等の運営訓練	8
2. 2 海外対応訓練	9
2. 3 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練	9
3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練	10
3. 1 災害対策本部等の運営訓練	10
3. 2 P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練	10
3. 3 P A Z内の住民の避難等実施訓練	11
3. 4 U P Z内住民の屋内退避実施訓練	11
3. 5 U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練	12
3. 6 原子力災害医療訓練	12
3. 7 交通規制・警戒警備等訓練	13
3. 8 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練	13
4 原子力事業者が参加主体となる訓練	14
4. 1 対策本部運営訓練	14
4. 2 通報連絡訓練	14
4. 3 警備・避難誘導訓練	14
4. 4 原子力災害医療訓練	15
4. 5 事故収束訓練	15
4. 6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練	15
4. 7 原子力事業者支援連携訓練	16
5 個別の要素訓練等	16

第1節 令和元年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

令和元年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和元年11月8日（金）14：00～18：50

11月9日（土）8：30～17：30

11月10日（日）8：30～15：00※

※訓練の主たる部分は13：00に終了し、UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練における避難所運営訓練等のみ15：00まで実施

3 防災訓練の対象となる事業所

中国電力株式会社 島根原子力発電所

4 実施場所

東京都 首相官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

島根県 島根県庁、島根県原子力防災センター、松江市、出雲市、安来市、雲南市、大田市、奥出雲町

鳥取県 鳥取県庁、米子市、境港市、大山町

岡山県 岡山県庁、倉敷市

広島県 広島県庁、広島市

その他 中国電力株式会社、島根原子力発電所 等

5 参加機関

5. 1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5. 2 指定地方行政機関等

中国四国管区警察局、大阪管区气象台（松江地方气象台、鳥取地方气象台）、第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）、陸上自衛隊出雲駐屯地、陸上自衛隊米子駐屯地、陸上自衛隊美保分屯地、海上自衛隊舞鶴基地、航空自衛隊美保基地、自衛隊鳥取地方協力本部、島根原子力規制事務所 等

5. 3 地方公共団体等

島根県、鳥取県、岡山県、広島県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、島根県警察（本部、松江警察署、出雲警察署、安来警察署、雲南警察署）、鳥取県警察（本部、米子警察署、境港警察署、琴浦大山警察署）、松江市消防本部、出雲市消防本部、安来市消防本部、雲南消防本部、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局 等

5. 4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、西日本高速道路株式会社 等

5. 5 指定地方公共機関等

山陰ケーブルビジョン株式会社、一畑バス株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、一般社団法人鳥取県バス協会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、島根大学医学部附属病院 等

5. 6 訓練対象原子力事業者

中国電力株式会社

5. 7 その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、一般社団法人島根県旅客自動車協会、医療法人財団公仁会鹿島病院、鳥取大学医学部附属病院、島根県立中央病院、鳥取県立中央病院、鳥取県済生会境港総合病院、医療法人・社

会福祉法人真誠会、社会福祉法人島根整肢学園、社会福祉法人かしま福祉会、社会福祉法人千鳥福祉会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人島根県診療放射線技師会、鳥取県西部圏域聴覚障害者災害対策連絡会、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会、一般社団法人鳥取県西部建設業協会、公益社団法人隊友会、鳥取県隊友会 等

5. 8 訓練参加機関等

参加機関 208機関
 人数 約7600人

[内訳] 指定行政機関等	22機関	約500人
指定地方行政機関等	16機関	約110人
地方公共団体等	91機関	約2500人
指定公共機関等	3機関	約20人
指定地方公共機関等	28機関	約30人
原子力事業者	15機関	約500人
その他関係機関	33機関	約1700人
住民等の訓練参画人数		約2300人

※上記のほか、エリアメール配信等（約46万人）、及び事前の屋内退避に関する新聞折込チラシ・新聞広告（合計約63万部）による広報を行い、幅広い住民へ周知

6 実施概要

6. 1 事故想定

島根原子力発電所2号機において、島根県東部を震源とした地震による外部電源喪失後、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等にも設備故障等が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

6. 2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態での実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（以下

「OFC」という。)、原子力施設事態即応センター(中国電力株式会社本社)等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

首相官邸、原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、OFC、島根県庁、鳥取県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 県内外への住民避難、屋内退避等の実動訓練

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)内の住民の県内への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル(以下「OIL」という。)の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、11月8日(金)14:00に開始し、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を行い、11月10日(日)15:00に終了とする。ただし、訓練の主たる部分は13:00に終了し、UPZ内一部住民の一時移転等実施訓練における避難所運営訓練等のみ15:00まで実施とする。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの検討・改善等を行う。

8 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記5の参加機関の長

9 訓練の中止等

実際の災害の発生又は警報発表などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止又は一部変更等を行う。

第2節 訓練細部実施要領

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1. 1 オフサイトセンター運営訓練

1. 1. 1 訓練概要

OFCの運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を行う。

1. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（中国電力株式会社）等

1. 1. 3 訓練内容

(1) OFCの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後も、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地対応の総合調整に係る本部運営を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

1. 2 緊急時モニタリング実施訓練

1. 2. 1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び

原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

1. 2. 2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、島根県、鳥取県、原子力事業者（中国電力株式会社、四国電力株式会社）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 2. 3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

島根県及び鳥取県において、島根県モニタリング本部及び鳥取県モニタリング本部をそれぞれ設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の立ち上げ準備を開始するとともに、島根県、鳥取県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

(2) 施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、島根県、鳥取県、原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

1. 3 広報対応訓練

1. 3. 1 訓練概要

首相官邸、ERC、OFC等の各拠点間で情報共有を行うとともに、プレス公表資料の配付・説明、記者会見の実施等、外部への情報発信等を継続的に滞りなく行う。

1. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

1. 3. 3 訓練内容

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCチーム広報班の指定された広報官により報道対応（模擬記者会見）を行う。

(2) 全面緊急事態発生時

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を行った後、引き続き官房長官会見（仮想）を実施する。ERCチーム広報班の指定された広報官は、官房長官会見（仮想）

後、速やかにE R Cにおいて報道対応（模擬記者会見）を実施する。この際、O F Cにおいては、E R Cから必要な情報を入手し、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

2 国が参加主体となる訓練

2. 1 原子力災害対策本部等の運営訓練

2. 1. 1 訓練概要

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

2. 1. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2. 1. 3 訓練内容

(1) 首相官邸

首相官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、首相官邸、O F C及び関係地方公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) E R C

E R Cに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、首相官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

2. 2 海外対応訓練

2. 2. 1 訓練概要

国際原子力機関（I A E A）の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

2. 2. 2 参加機関

外務省、原子力規制委員会

2. 2. 3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生等を受けて I A E A の枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関する E R C 及び外務省の対応手順等の確認を行う。

2. 3 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2. 3. 1 訓練概要

内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を行う。この際、派遣要員との情報共有を行う。

2. 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

2. 3. 3 訓練内容

（1）警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等を O F C へ、原子力規制庁担当職員を即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

（2）施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官、担当職員等を O F C へ、原子力規制庁担当職員を即応センター等へ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のある O F C への移動計画の作

成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を原子力災害現地対策本部等に派遣する。

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3. 1 災害対策本部等の運営訓練

3. 1. 1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERCとOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

3. 1. 2 参加機関

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、原子力事業者（中国電力株式会社） 等

3. 1. 3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、テレビ会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに連絡員を派遣する。

3. 2 PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

3. 2. 1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

3. 2. 2 参加機関

島根県、松江市、(有) 谷本ハイヤー、出雲一畑交通（株）、松江市消防本部、医療法人財団公仁会鹿島病院、社会福祉法人かしま福祉会、陸上自衛隊第13旅団 等

3. 2. 3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設に移動を開始する。

3. 3 P A Z内の住民の避難等実施訓練

3. 3. 1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の住民について、県内への避難等を実施する。

3. 3. 2 参加機関

島根県、松江市 等

3. 3. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、P A Z内の一般住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行った上で、指定された県内の避難所への避難等を行う。

3. 4 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

3. 4. 1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

3. 4. 2 参加機関

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、原子力事業者（中国電力株式会社） 等

3. 4. 3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の自宅、社会福祉施設等において屋内退避を実施する。また、訓練等の機会を通じて、屋内退避の意義等に関する広報等を行う。

3. 5 U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練

3. 5. 1 訓練概要

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、県内外のU P Z外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

3. 5. 2 参加機関

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、原子力事業者（中国電力株式会社）、下電観光バス（株）、広交観光（株）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益社団法人日本診療放射線技師会、陸上自衛隊中部方面隊、一般社団法人島根県診療放射線技師会、陸上自衛隊第13旅団、陸上自衛隊米子駐屯地、第八管区海上保安本部美保航空基地、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会、公益社団法人隊友会 等

3. 5. 3 訓練内容

(1) U P Z内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた集合場所に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された県内外の避難先に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、バス避難集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。簡易除染しても基準値以下にならない住民を原子力災害医療機関に搬送する。

(3) 避難経路確保訓練

原子力災害時に避難経路が被災したことを想定し、避難経路における放置車両等の通行障害を解消し、避難経路の確保を目的として道路啓開を行う。

3. 6 原子力災害医療訓練

3. 6. 1 訓練概要

O I L 2の判断に基づき一時移転する住民が経路上において受傷したことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置を行う。

3. 6. 2 参加機関

島根県、鳥取県、松江市消防本部、出雲市消防本部、島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、国立大学法人広島大学、陸上自衛隊第13旅団、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、陸上自衛隊米子駐屯地、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院、 等

3. 6. 3 訓練内容

UPZ内で汚染の可能性のある負傷者が発生したことを想定し、災害対策本部において搬送先や搬送手段等の調整を行うとともに、関係者間で情報伝達を行う。また、適切な汚染拡大防止措置を行いつつ、救急車による搬送、医療機関における汚染検査、除染、応急処置等を行う。

3. 7 交通規制・警戒警備等訓練

3. 7. 1 訓練概要

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路管理者による道路状況の確認等を行う。

3. 7. 2 参加機関

島根県、鳥取県、島根県警察、第八管区海上保安本部（境海上保安部）

3. 7. 3 訓練内容

(1) 交通規制等

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策、自然災害や交通規制による避難経路の変更に対応した避難誘導、自然災害を想定した道路状況の確認等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

3. 8 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3. 8. 1 訓練概要

現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

3. 8. 2 参加機関

島根県、鳥取県

3. 8. 3 訓練内容

地域の被害状況、住民の避難状況等を陸上自衛隊のヘリテレ映像等により各関係

機関で共有する。

4 原子力事業者が参加主体となる訓練

4. 1 対策本部運営訓練

4. 1. 1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本社及び発電所に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、発電所緊急時対策本部と本社緊急時対策総本部、本社緊急時対策総本部とE R Cの間で継続的な情報共有を図る。

4. 1. 2 参加機関

中国電力株式会社、原子力規制委員会

4. 1. 3 訓練内容

島根原子力発電所緊急時対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、島根原子力発電所緊急時対策本部、本社緊急時対策総本部及びE R C間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム（E R S S）やテレビ会議システム等により行う。

4. 2 通報連絡訓練

4. 2. 1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況や応急措置の実施計画について関係機関への通報及び報告を行う。

4. 2. 2 参加機関

中国電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

4. 2. 3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報文及び応急措置の実施及び概要を記載した原災法第25条規程の報告文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へのF A Xによる一斉送信、着信確認等を行う。

4. 3 警備・避難誘導訓練

4. 3. 1 訓練概要

発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

4. 3. 2 参加機関

中国電力株式会社

4. 3. 3 訓練内容

発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者、来訪者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導するとともに、発電所敷地内への立入制限を行う。

4. 4 原子力災害医療訓練

4. 4. 1 訓練概要

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、発電所構内に県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請および発電所構内への受入れを行う。

4. 4. 2 参加機関

中国電力株式会社、公益財団法人原子力安全研究協会 等

4. 4. 3 訓練内容

島根原子力発電所2号機での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等の応急措置を発電所構内で実施した後、医療機関への搬送等を行う。また、原子力災害発生後、長期対応が見込まれる時点で、関係機関に医療関係者の派遣を要請し、発電所構内への受入れ等を行う。

4. 5 事故収束訓練

4. 5. 1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

4. 5. 2 参加機関

中国電力株式会社

4. 5. 3 訓練内容

事故拡大防止措置として、大量送水車の準備等を行う。

4. 6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

4. 6. 1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点における現地本部の設営・運営を行い、即応セン

ター、OFC等との情報共有を行う。

4. 6. 2 参加機関

中国電力株式会社、原子力規制委員会 等

4. 6. 3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点（中国電力株式会社 知井宮変電所）の設置・運営を行うとともに、本社緊急時対策総本部とプラント状況の情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との連携を確認する。

4. 7 原子力事業者支援連携訓練

4. 7. 1 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う協力要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、美浜原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発電所への自衛隊ヘリによる搬送等を行う。

4. 7. 2 参加機関

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター、陸上自衛隊

4. 7. 3 訓練内容

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定に基づく他の原子力事業者及び美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、資機材提供・要員派遣協力に関わる情報提供・支援要請の連絡、原子力事業所災害対策支援拠点他への協力要員派遣及び美浜原子力緊急事態支援センター所有の遠隔操作資機材の発電所への自衛隊ヘリによる搬送を行う。

5 個別の要素訓練等

ERC及びOFCの各機能班等が、1から4の訓練とは別に、それぞれ課題を設定して個別の要素訓練等を行う。